

昭和五十九年四月二十日受領  
答 弁 第 七 号

内閣衆質一〇一第七号

昭和五十九年四月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永健司 殿

衆議院議員辻一彦君提出一県一空港の原則に基づく福井空港定期便再開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻一彦君提出一県一空港の原則に基づく福井空港定期便再開に関する質問に対する答弁書

一及び三について

福井空港における定期航空路線は、昭和四十一年に東京との間に開設されたが、その後近傍にある小松空港にジェット機が就航したこと等から輸送人員が減少し、昭和五十一年から休止され現在に至っている。現時点でYS 11型機により定期航空路線を運航することについては、定期航空運送事業者としては十分な需要が見込めず採算上問題があることから季節便を含めこれを運航する意思はないとしており、政府としてもその実現は困難であると考えている。

なお、空港は、その背後地となる地域の人口、産業等の状態、競合する交通機関の整備状況等からみて、航空の特性が発揮できるかどうかを判断して整備することとしており、必ずしも

一 県一空港を整備の原則にしているわけではない。

二 について

東京国際空港が沖合に展開されることに伴い増加することとなる発着回数枠を個々の定期航空路線に配分するに当たっては、その時点における個々の路線の需要動向、特性等を見て判断する必要があることから、発着回数枠の具体的な配分については、その時点において総合的に判断することが適当であると考えている。

右答弁する。